

6 一時保護改革に向けた取組み

一時保護は、こどもの安全確保やアセスメント（心身の状況、置かれている環境などの把握）などを適切に行うことを目的にしていますが、代替養育としての性格を有することに鑑み、家庭養育優先原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境を検討することが重要となります。具体的には、令和4年の改正児童福祉法に基づき国が策定した「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護施設の環境整備、乳幼児をはじめとした委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームや一時保護専用施設の確保等の検討が必要です。

また、一時保護はこどもの最善の利益を守るために行うものであるため、こどもに対して十分な意見の聴取とその反映を行う必要があるほか、こどもの権利制限をなるべく少なくして、こどもの自主性を尊重した生活環境の整備に取り組みます。

(1) 一時保護の体制整備

■現状

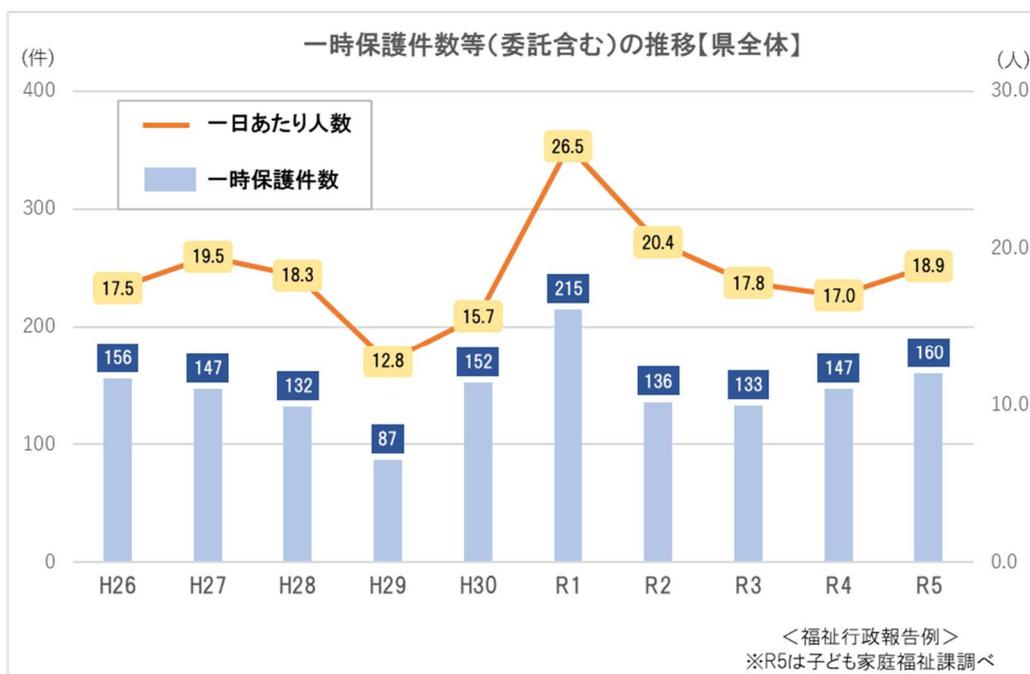
- ・本県の一時保護施設の整備状況は次のとおりです。

<図表6-1> 一時保護施設の整備状況

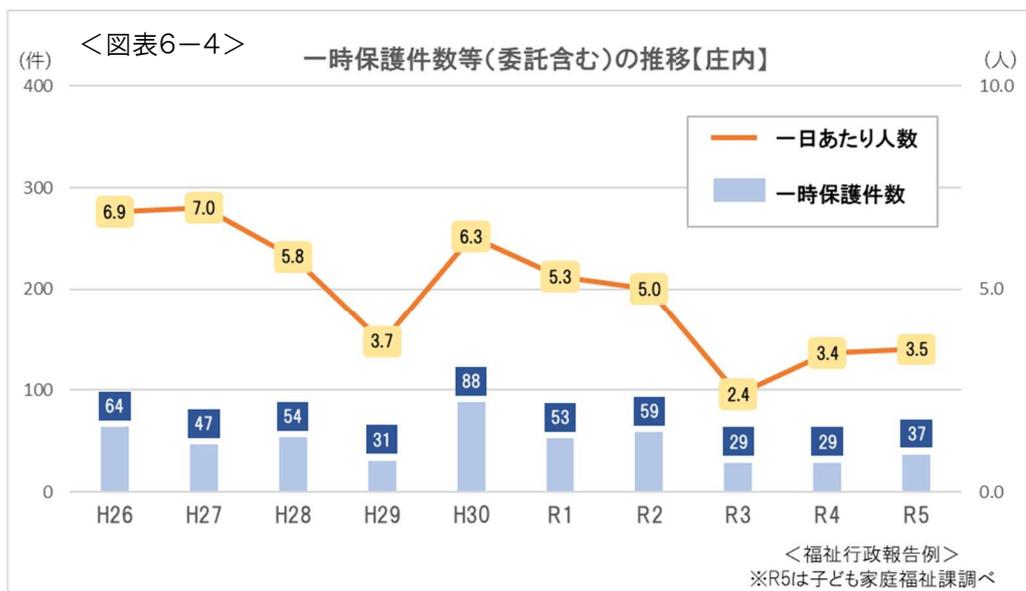
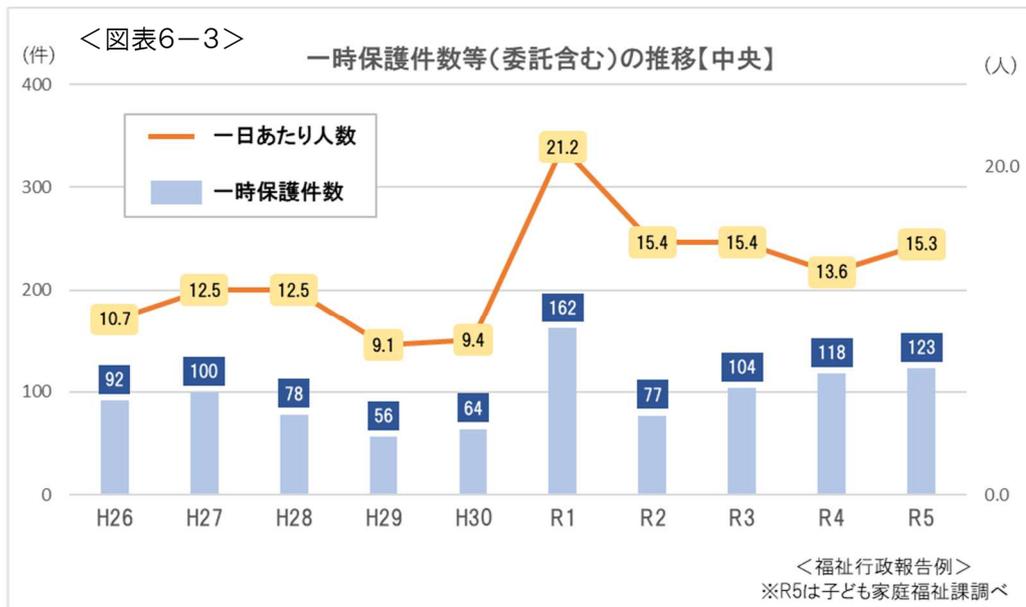
施設	定員	整備年度
中央児童相談所一時保護施設（山形市）	18名	平成25年8月現在地に移転改築
庄内児童相談所一時保護施設（鶴岡市）	8名	昭和59年9月現在地に移転改築

- ・本県の一時保護件数は、令和元年度に大きく増加し令和2年度には減少しましたが、近年徐々に増加してきています。また、1日あたりの保護児童数は、令和元年度をピークに令和4年度までは減少傾向にありましたが、令和5年度は増加に転じています。

<図表6-2>

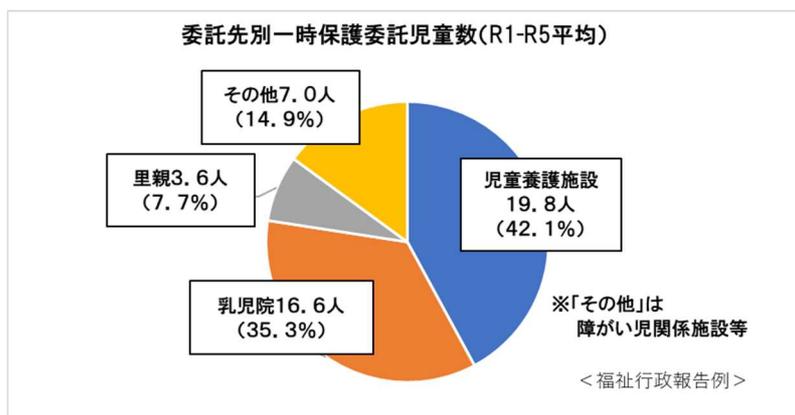


- ・一時保護施設別の一時保護件数等の推移は次のとおりです。



- ・3歳未満の乳幼児については、障がいを持っている等の個別のケアニーズに配慮を要する場合や一時保護施設が満員である場合などは、乳児院や児童養護施設等に一時保護を委託していますが、委託先としては令和元年度から令和5年度の平均で児童養護施設が42.1%、乳児院が35.3%、里親が7.7%、その他障がい児関係施設等が14.9%となっています。

<図表6-5>



■課題

- ・中央児童相談所一時保護施設では、定員 18 名に対し 1 日あたりの一時保護児童数は過去 5 年平均で 12.4 人と 7 割近い入所率となっており、一時的ではありますが定員超過が生じるケースもみられるようになってきています。
- ・庄内児童相談所一時保護施設は、昭和 59 年 9 月に整備されたもので老朽化が進んでいます。また、居室が 3 室のみであることから、こどもの性別や年齢によっては居室の調整ができず定員未満でも受入困難となり、児童養護施設等に委託一時保護をせざるを得ない場合があります。
- ・一時保護時においても、家庭における養育環境と同様の養育環境を確保しこどもの様々な事情や態様に応じた個別ケアを推進するためには、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保が必要となりますが、本県での委託先は乳児院や児童養護施設が中心で、委託可能な里親等の確保が課題となっています。
- ・また、様々な背景を有するこどもを同一の空間で支援することが一時保護施設の課題として指摘されており、障がい児や非行少年など、こどものケアニーズに応じた適切な支援を行う必要がある場合の委託一時保護先の確保も課題となっています。
- ・こども一人一人の状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うためには、一時保護に関わる職員等の専門性の向上と意識の共有が必要となります。

■今後の取組みの方向性

- ・庄内児童相談所一時保護施設について、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 27 号）」及び「山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を踏まえ、環境改善に向けた検討を進めます。
- ・一時保護施設の現定員数を維持しながら、一時的な定員超過に対応できるよう、一時保護専用施設の整備の検討も含めて児童養護施設等との連携を強化するとともに、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保を進めます。
- ・委託一時保護の活用により、ケアニーズの高いすべてのこどもに適切な支援を行うことができるよう、障がい児施設や児童自立支援施設、医療機関等との連携を進めます。
- ・一時保護施設職員を対象とした専門性向上のための研修を行うとともに、施設や里親・ファミリーホーム等関係者への各種研修等を通じて、一時保護に関する知識や技術の習得支援と意識の共有を図ります。

<評価指標>

項目 （「★」は年度ごとの整備目標を設定）	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数★	26人	26人	26人	26人	26人	26人
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数★	随時 依頼	段階的な増加 令和11年度までに10人程度の常時受入枠の確保を図る				
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数★	実施回数	外部研修 年1回	外部研修 年1回	外部研修 年1回	外部研修 年1回	外部研修 年1回
	受講者数	2人	2人	2人	2人	2人

(2) 一時保護におけるこどもの最善の利益

■現状

- ・ こどもの権利及び制限される内容、権利が侵害された時の解決方法に関しては、一時保護時にこどもの年齢に応じてイラストなどを用いてわかりやすく丁寧に説明を行うとともに、一時保護施設では意見箱を設置し、日ごろから意見等を表明できるよう配慮しています。
- ・ 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とするよう配慮しています。
- ・ また、こどもたちの安心安全な生活を護るために、一時保護施設では外部委員を含む「安全委員会」を設置しています。同委員会では、職員からこども、こどもから職員、こども同士の3つの暴力について、定期的（2週に1回）に一時保護施設で生活するすべてのこどもに聴き取り調査を実施し潜在的暴力の把握に努めるとともに、こどもが抱える不安や悩み、様々な要望や希望を聴いています。

■課題

- ・ 意見箱のほかに、こどもの意見が適切に表明されるような仕組みの検討が必要です。
- ・ 令和4年の改正児童福祉法に基づき国が策定した「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護ガイドライン」に基づき、以下に留意する必要があります。

- こどもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は必要最小限とすること。
- 心理的に大切な物についてはこどもが所持できるよう配慮すること。
- 可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームや一時保護専用施設等の確保を進めること。また、通学が難しいこどものためにも、一時保護施設内の学習支援の充実に努めること。
- 一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめること。
- 一時保護されたこどもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことが重要であること。

- ・ 一時保護中の通学支援については、こどもの安全確保と通学手段（送迎体制等）の確保の面で難しさがあり、原籍校へ通学できている事例は非常に少ない状況にあります。

■今後の取組みの方向性

- ・ 意見表明等支援事業や社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会において、こどもからの求めに応じて審議・調査を行うとともに、関係機関等への意見具申を行う仕組みの運用等により、こどもが日ごろから意見等を表明できる体制を強化します。
- ・ 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護ガイドライン」に基づき一時保護施設におけるこどもの権利擁護の取組みを進めます。
- ・ 可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、市町村教育委員会等との連携体制を強化し必要な環境整備に取り組むとともに、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保を進めます。また、安全確保上の理由から通学が難しい場合は原籍校の授業をオンラインで受講できる体制を整えるなど、一時保護施設内での学習支

援の充実に取り組みます。

- ・一時保護されたこどもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、一時保護施設における第三者評価の導入を進めます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)		目標・評価の視点					
		現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している一時保護施設数と割合(分母:管内の全一時保護施設数)	施設数★	—	R8までにすべての施設(2施設)で実施		2	2	2
	割合	—	R8までに100%		100%	100%	100%
一時保護施設の平均入所日数		5年平均 51.1日	平均入所日数の減少 こどもの状況に応じた必要最小限の日数となるよう配慮				
一時保護施設の平均入所率 (定員に対する入所こども数の割合)		5年平均 60%	現状維持に努めるとともに、一時的な定員超過に備え、一時保護委託先の確保に取り組む				